◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２８６号（H27.　2. 13）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（２月６日～２月１２日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗用車が乗合バスに衝突した事故
（３）乗合バスの車内事故②
（４）貸切バスの衝突事故
（５）法人タクシーの死傷事故①
（６）法人タクシーの転落事故
（７）法人タクシーの死傷事故②
（８）タクシーが追突され、車両が炎上した事故
（９）法人タクシーの踏切事故
２．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
３．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
４．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
５．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
７．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
８．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝９件】（２月６日～２月１２日分）

（１）乗合バスの車内事故①

２月１０日（火）午前１０時１０分頃、東京都の国道において、神奈川県に営業所を置く乗合バス（乗客１０名）の急制動により乗客が通路に投げ出され重傷を負う、車内事故が発生した。

事故は、当該バスが片側３車線の当該道路の第２車線を運行中、第３車線を走行

していた乗用車が第２車線と第３車線をまたぐ形で割り込んだことから急制動したため、そのはずみで当該乗客が座席から投げ出されたもの。

（２）乗用車が乗合バスに衝突した事故
２月１０日（火）午後１時４８分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２４名を乗せて運行中、センターライン越えた対向の乗用車と正面衝突し、乗用車の後続のトラックがこの乗用車と衝突した。
この事故によりバス運転者１名と乗客１６名が軽傷、乗用車の運転者１名と同乗者１名が軽傷を負った。
トラック運転者に負傷なし。

（３）乗合バスの車内事故②
２月１０日（火）午後３時頃、千葉県内のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客７名を乗せて当該バス停で降車扱い中、降車しようとしている乗客に気づかず、ドア締め操作と発車操作をしたため、バスが動き、その動揺で当該乗客がバランスを崩し車内で転倒した。
この事故により、転倒した乗客が腰の骨を折る重傷を負った。

（４）貸切バスの衝突事故
２月１２日（木）午前１１時頃、東京都の都道の交差点で、都内に営業所を置く貸切バスが乗客２４名を乗せて運行中、当該交差点を左折しようとした際、左折しきれずに反対車線に突っ込み、バイク、乗用車に衝突し、街路灯に衝突した。
この事故による負傷者はなし。

（５）法人タクシーの死傷事故①
２月６日（金）午前３時３０分頃、大阪府の府道交差点の横断歩道付近で府内に営業所を置く法人タクシーが歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者は死亡した。
当該タクシーのドライブレコーダーによると、タクシーは青信号で運行中で、当該歩行者は幅員約２０ｍの道路を斜めに横断していた模様。

（６）法人タクシーの転落事故
２月６日（金）午前３時３８分頃、神奈川県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で走行中、当該場所手前の橋を渡りきったところで路面凍結によりスリップし、左側の簡易型ガードレールを突き破り、傾斜４０度位の階段を１０段程度転落（高低差２ｍ程度）した。
この事故による負傷者はいない。
なお、当該車両は、４輪ともスタッドレスタイヤを装着していた。

（７）法人タクシーの死傷事故②

２月７日(土)午前１時３０分頃、鳥取県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で走行中、道路を横断していた歩行者を跳ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故現場は、交差点から２０m位過ぎた辺り薄暗い横断歩道のない場所で、当該タクシーの運転者は歩行者に気付くのが遅れ跳ねた模様。

（８）タクシーが追突され、車両が炎上した事故
２月８日(日)午前６時２７分頃、宮崎県の県道の交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で交差点を右折するため停車していたところ、後続車両の軽自動車に追突され、車両左後部より出火し、タクシーの運転者が上着で消火した。
この事故により、当該タクシーの運転者が軽傷を負い、追突した軽自動車の運転者も負傷した。
なお、車両火災は、運転者により消火したが、消防車両も到着した模様。

（９）法人タクシーの踏切事故
２月１２日（木）午前７時５分頃、岩手県内の踏切において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、鉄道車両と衝突する事故が発生した。
この事故によりタクシーの乗客が打撲の軽傷を負った。
また、鉄道車両の乗客１名の具合が悪くなり、救急搬送された。
タクシーは現場踏切に進入する際、路面が凍結していたことから、スリップし立ち往生となった模様。

◇◇◇

いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。
このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

大されました！】

平成２５年４月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

んな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆